

横浜市立大学大学院で独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金を受けた者に対する返還免除に関する取扱要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最近改正 令和 4 年 12 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学大学院における次の独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の第一種奨学金に対する返還免除の推薦について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 機構の第一種奨学金を受けていた者に対する「特に優れた業績による返還免除候補者」
- (2) 入学年度に第一種奨学金を受けた在学中に十分な成果を挙げると見込まれる「採用時返還免除内定候補者」
- (3) 修士（又は博士前期）課程に進学を予定している者に対する「特に優れた業績による返還免除内定候補者」

(候補者の選考)

第2条 「特に優れた業績による返還免除候補者」の学内選考規定については別表1、「採用時返還免除内定候補者」の学内選考規定については別表2、「特に優れた業績による返還免除内定候補者」の学内選考規定については別表3のとおりとする。

(選考書類)

第3条 「特に優れた業績による返還免除候補者」の選考書類は、論文、業績優秀者返還免除申請書及び成績証明書とする。

- 2 「採用時返還免除内定候補者」の選考書類は、論文、博士（博士後期）課程進学に伴う採用時返還免除内定候補者に係る申請書及び成績証明書とする。
- 3 「特に優れた業績による返還免除内定候補者」の選考書類は、指導教員の推薦書、卒業論文要旨、研究計画書及びGPA記載の成績証明書とする。
- 4 第1項及び第2項の候補者は選考書類のほか、別表4に該当する付加項目がある場合、それに関する資料を添付することができる。

(選考委員会)

第4条 選考にあたっては、学内の日本学生支援機構奨学金返還免除選考委員会（以下「選考委員会」という。）を組織する。

- 2 選考委員会の構成は、学長、副学長1名、各研究科長及び各専攻長とする。
- 3 委員長は、副学長とする。ただし、委員長に事故等があるときは、学長が指名する委員がその職務を代理する。

(候補者の推薦)

第5条 学長は、選考委員会の議を経て、学内選考規定に基づき選考した候補者を決定し、順位を付けて機構へ推薦する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

別表1（特に優れた業績による返還免除候補者の学内選考規定）

対象	機構の大学院第一種奨学金が採用となり、当該年度で貸与終了となる者で、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。必ずしも課程修了は要件とせず、評価に当たっては貸与終了時の在学している課程で優れた業績を挙げたことが必要である。
推薦範囲	年度内に機構より示される範囲内とする。 推薦範囲数を申請者の数で専攻ごとに按分し、各専攻で順位付けの上位より推薦する。ただし、按分の端数が発生した場合等は、選考委員の議により決定することができる。
申請書類	現在在籍中の課程で提出する論文（修士論文又は博士論文）、業績優秀者返還免除申請書及び成績証明書とする。 なお、学位論文の提出が困難な場合は、それに相当する論文でも可能とする。 また、付加項目の該当がある場合は、その内容が分かる資料を添えて提出する。
選考方法	各専攻で順位付けを行った後、選考委員会で協議する。
各専攻の選考	主として提出された論文及び業績優秀者返還免除申請書により順位付けを行う。評価は総合して10点満点として候補者の評価を付ける。 なお、付加項目がある場合は添付された資料により評価を行い、別表4に示されるとおり、論文評価に点数を加算することができる。 各専攻長は点数の高得点の者より順位付けを行い、選考委員会において全体の調整をし、候補者を決定する。 また、選考委員会において決定した候補者の専攻長は、推薦理由書を作成する。

別表2（採用時返還免除内定候補者の学内選考規定）

対象	機構の大学院第一種奨学金が採用となり、当該年度に博士（又は博士後期）課程に入学した者で、在学中に優れた業績を挙げることが見込まれる者とする。
推薦範囲	年度内に機構より示される範囲内とする。
申請書類	現在在籍中の課程より前に在籍していた課程で提出した論文及び博士（又は博士後期）課程進学に伴う採用時返還免除内定候補者に係る申請書、成績証明書とする。 また、前に在籍していた課程の在籍中に付加項目がある場合は、その内容が分かる資料を添えて提出する。
選考方法	各専攻で順位付けを行った後、選考委員会で協議する。
各専攻の選考	主として入試成績、提出された論文及び博士（又は博士後期）課程進学に伴う採用時返還免除内定候補者に係る申請書により順位付けを行う。評価は総合して10点満点として候補者の評価を付ける。 なお、付加項目がある場合は添付された資料により評価を行い、別表4に示されるとおり、論文評価に点数を加算することができる。 各専攻長は点数の高得点の者より順位付けを行い、選考委員会において全体の調整をし、候補者を決定する。 また、選考委員会において決定した候補者の専攻長は、推薦理由書を作成する。

別表3（特に優れた業績による返還免除内定候補者の学内選考規定）

対象研究科	<p>特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を活かした分野」）に該当する研究科は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市社会文化研究科 2 国際マネジメント研究科 3 生命ナノシステム科学研究科 4 生命医科学研究科 5 データサイエンス研究科 6 医学研究科
対象	修士（又は博士前期）課程への進学を希望している者とする。
対象者の要件	<p>対象者は次の要件をいずれも満たす者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を活かした分野」）の修士（又は博士前期）課程への進学を希望していること。 2 申請時点において、修学支援新制度（旧給付奨学金を含む。）を利用していること又は住民税非課税世帯であること。 3 将来、上記の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動が能够すること。
推薦範囲	年度内に機構より示される範囲内とする。
申請書類	<p>申請者本人及び生計維持者の所得課税証明書（申請時点で取得可能な最新年度のもの）、指導教員の推薦書、卒業論文要旨、研究計画書及びGPA記載の成績証明書とする。</p> <p>なお、GPA記載の成績証明書の提出が困難な場合は、それに相当する書類でも可能とする。</p>
選考方法	各専攻で順位付けを行った後、選考委員会で協議する。
各専攻の選考	主として提出された指導教員の推薦書、卒業論文要旨、研究計画書及びGPA記載の成績証明書により順位付けを行う。評価は総合して30点満点として候補者の評価を付ける。

別表4（付加項目得点）

付加項目の業績の種類	評価基準	加算点数
研究論文	関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載、又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	0～10点
大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	0～10点
著書、データベースその他の著作物	提出要件の論文のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物が社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた研究活動実績として評価されること。	0～10点
発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	0～10点
授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を習得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	0～10点
研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	0～10点
ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	専門分野に関連したボランティア活動や公益の増進に寄与した研究業績を挙げ、特に優れていると認められること。	0～10点